

(別記3)

女性の就農環境改善・活躍推進事業

第1 事業の趣旨

女性農業者が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動への支援、女性リーダーの育成を行うことにより、女性の農業への呼び込みや定着を進め、女性農業者の確保を図る。

第2 事業の実施

事業実施主体は、次の1から3までに掲げる事業を実施する。

1 女性が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動

女性の農業への呼び込み・定着を図るため、事業実施主体は(1)の取組を実施する(2)の地域取組主体に対して、その取組に必要な経費を補助する。

(1) 地域取組主体の取組内容

以下のいずれか又は両方の取組を実施すること。

- ① 女性の働きやすい環境を整備するため、地域取組主体が策定する一般事業主行動計画(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条1項に規定する一般事業主行動計画又は次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条1項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。)に基づく託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保
- ② 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展(研修会の開催、企業との協働等による新商品・サービスの開発等)のための新たな取組

(2) 地域取組主体

以下の要件を満たすこと。

- ① 市町村、農業協同組合等の関係団体、民間団体、協議会又は女性農業者グループ、女性の働きやすい環境整備に取り組む農業経営体(農業法人又は認定農業者若しくは認定新規就農者)のいずれかであること。なお、協議会及び女性農業者グループについては、次に掲げる事項を協定、規約、規定等により定め、かつ、全ての構成員がこれに同意しているものとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の対応

(オ) 事務処理及び会計処理の方法

(カ) 会計監査及び事務監査の方法

(キ) その他運営に関して必要な事項

- ② 次に掲げる実施体制を整備していること。

(ア) 管理運営において「代表者」を定めること。

(イ) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を「経理担当者」として定めること。

(3) 公募及び審査

事業実施主体は、(2)の地域取組主体の選定に際して、交付申請時に定めた公募要領及び審査要領(以下「公募要領等」という。)による公募を行い、有識者等による審査会により選定を行う。また、公募要領等を修正する場合は、経営局長の承認を得るものとする。

なお、(1)の①の地域取組主体の選定に当たっては、公募要領等において労働環境改善に資する事項を定めるとともに、その実施状況を考慮して選定するものとする。

(4) 補助金額

事業実施主体から地域取組主体への補助対象は、(1)の取組に係る費用とし、1地域取組主体当たりの補助金額の上限は、(1)の①の取組については、上限3,000千円、(1)の②の取組については、地域内で活動する場合は上限500千円、都道府県を越えて活動する場合(女性農業者グループの構成員の所在地が複数都道府県に跨る場合に限る。)は上限1,000千円。

(5) 地域取組主体による事業実施計画の作成等

地域取組主体が(1)の①を実施する場合、女性の就農環境改善のための取組、女性農業者確保の目標等を記載した女性の就農環境改善・活躍推進事業(女性が働きやすい環境の整備支援)計画(別紙様式第1号)を作成し、別紙様式第2号により事業実施主体から承認を得るものとする。また、本事業実施後には、事業実施主体が別に定める日までに別紙様式第2号及び第3号により、実績を報告するものとする。

地域取組主体が(1)の②を実施する場合、女性の就農環境改善・活躍推進事業(女性農業者グループの活動支援)計画書(別紙様式第4号)を作成の上、別紙様式第5号により事業実施主体から承認を得るものとする。また、本事業実施後には、事業実施主体が別に定める日までに別紙様式第5号により、実績を報告するものとする。

(6) 留意事項

①(1)の①の一般事業主行動計画策定の要件については以下のとおりとする。

(ア)一般事業主行動計画が策定されている、又は事業実施期間中に策定されることが確実であること。

(イ)一般事業主行動計画には、別紙様式第1号に定める女性農業者確保の目標に加え、「当事業において取り組む環境整備の内容」(託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保のほか、独自での取組内容も含む。)に係る計画を位置付けるほか、1つ以上「女性の働きやすさを推進するための取組」(育児休業制度の措置等)を含めること。

(ウ)地域取組主体は、策定した一般事業主行動計画の取組の達成状況について自己評価、計画の見直しを行い、(5)の実績と併せて報告すること。

②(1)の①の事業の取組においてリース方式で設備を導入する場合は、次によるものとする。

(ア)リース期間は、耐用年数の過半以上かつ耐用年数以内とする。

(イ)リースによる導入に対する本補助金の補助額(以下「リース料補助額」という。)

については、リース期間や残存価格などの条件により、それぞれ次の算式によるものとする。

・リース期間を耐用年数と同年かつ残存価格を設定しない場合 「リース料補助額」＝リース物件購入価格(消費税抜き)

・リース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合 「リース料補助額」＝リース物件購入価格(消費税抜き)×(「リース期間」÷「耐用年数」)

・リース期間満了時に残存価格を設定する場合 「リース料補助額」＝リース物件購入価格(消費税抜き)－「残存価格」

・リース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつリース期間満了時に残存価格を設定する場合 「リース料補助額」＝リース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする算式又はリース期間満了時に残存価格を設定する算式により算定した額のうちいずれか小さい金額

(ウ)リース方式により導入する物件の購入先の選定に当たっては、当該物件の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

(エ) 補助対象とするリース物件は、本事業の取組以外の目的で使用してはならない。
ただし、災害時における応急的な使用についてはその限りではない。

(オ) 地域取組主体は、リース方式により導入した物件の使用簿を整備して使用日、使用時間、使用場所、用務、その他必要な事項を記載して管理するとともに、事業実施主体の求めがあった場合には速やかに提出しなければならない。

(カ) 購入選択権（リース期間満了後、一定の価格でリース物件を買い取ることのできる権利をいう。）付きリースについては補助対象としない。

(キ) 事業実施主体は、リース契約期間における契約の履行状況及び物件の利用状況について、地域取組主体に報告を求めることができる。

(7) 経理管理方法

地域取組主体の本事業に係る経理は、独立の帳簿により他の経理と区分して管理することとし、経理担当者はこれを的確に管理するものとする。

(8) その他

地域取組主体は、(1)の①で確保する施設等については広く活用されるよう努めるものとする。

2 女性リーダー育成支援

経営力向上や地域農業の発展に対する意欲をもった全国的女性農業者を対象とした研修を実施することにより、自地域内に留まらない幅広い視野と経営能力を有し、全国的にも活躍が認められる女性農業経営者を育成する。

(1) 都道府県等で実施する女性リーダーの育成を目的とした研修会参加経験者等全国各地から女性農業者を募集し、研修参加者を選抜する。

(2) (1)により選抜された者を対象として、チームマネジメントや経営分析手法等の修得等を通じた受講生の個別経営課題に対する改善・発展の取組等の実践による、全国的に認められる女性農業経営者の育成を目指した研修を実施する。

(3) 研修内容や方法の設計に当たっては、他分野のリーダーや経営者育成の手法も積極的に取り入れるものとする。

(4) 研修会は対面での開催を基本とし、必要に応じオンラインによる事前・事後学習等を取り入れるものとする。

(5) 受講生の研修効果を把握するための測定・調査を行うとともに、当該研修や研修受講生の成果について、都道府県や関係団体等に対して情報提供を行う。

3 推進事業

1及び2の事業実施に当たって、以下に掲げる取組を実施するものとする。

(1) 有識者等による検討会を開催し、有識者等から助言を受けて事業の実施内容を検討するとともに、1の(3)に示す公募及び審査を行う。

(2) 1の(1)の①の地域取組主体の女性の就農環境改善・活躍推進事業計画書（別紙様式第1号）及び1の(1)の①、②のそれぞれ複数の優良事例を事業実施主体のホームページに公表する。

(3) 1の(1)の②に関して、女性農業者と企業との協働を推進するための支援活動を行うとともに、異なる都道府県的女性農業者グループ同士の連携等を推進する。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成及び変更

事業実施主体は、女性の就農環境改善・活躍推進事業計画書（別紙様式第6号）、第2の1の(3)に示す公募要領、審査要領及び第4の2に示す交付規則を作成し、交付申請時に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付

要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画書を変更等承認申請時に添付するものとする。

2 実績報告

事業実施主体は、事業実績報告書（別紙様式第 7 号）を事業完了後 1 か月以内又は事業実施年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに経営局長に報告するものとする。

第 4 補助対象経費

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費であって本事業の対象として明確に区分することができるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、事業実施主体は、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

2 補助金の交付

事業実施主体は、第 2 の 1 の（2）の地域取組主体の必要経費を補助するため、必要な事項を定めた交付規則を定めるものとする。

第 5 委託

事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合、本事業の業務の一部を委託できるものとする。

第 6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、事業実施主体、都道府県、農業関係団体等の本事業の関係機関は互いに密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。

第 7 環境負荷低減に向けた取組の実施

事業実施主体及び地域取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表	補助対象経費
別紙様式第 1 号	令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業（女性が働きやすい環境の整備支援）計画（実績報告）書
別紙様式第 2 号	令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業（女性が働きやすい環境の整備支援）計画の承認申請（実績報告）について
別紙様式第 3 号	令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業（女性が働きやすい環境の整備支援）の女性農業者確保等の実績報告について
別紙様式第 4 号	令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業（女性農業者グループの活動支援）計画（実績報告）書
別紙様式第 5 号	令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業（女性農業者グループの活動支援）計画の承認申請（実績報告）について
別紙様式第 6 号	令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業計画（実績報告）書
別紙様式第 7 号	令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業の実績報告について

(別記3 別表)

補助対象経費

区分	内容
消耗品費	事業を実施するために必要となる原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費
旅 費	事業を実施するために必要となる事業実施主体から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な交通費等の経費
謝 金 (注2) (注3)	事業を実施するために必要となる資料整理、補助、専門知識の提供、資料の収集等の協力者に対する謝礼に必要な経費
技能者給 (注1) (注3)	事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し、事業実施主体が支払う実働に応じた対価
賃 金 (注1) (注3)	事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
役務費	専ら事業を実施するために必要となるそれだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の保守・改良、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工、システム開発・改良等を行うために必要な経費
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分を他の団体に委託するために必要な経費
専門員等設置費 (注1) (注3)	事業を実施するために必要となる企画・運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合に必要な経費
備品費 (注4)	事業を実施するために必要となる設備（機械・装置）・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費（農業用機械を除く）
会議費	事業を実施するために必要となる会場借料
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費
通信運搬費	事業を実施するために必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料
地域取組主体への補助	地域取組主体が行う取組に対する補助に係る経費 補助対象経費についてはこの費目以外の費目に準ずる
その他	事業を実施するために必要となる広告費、文献等購入費、複写費、収入印紙の経費など他の費目に該当しない経費

- (注1) : 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法によるものとする。
- (注2) : 事業における有識者への謝金の取扱いについては、謝金単価の設定根拠を明確にした上で、業務日誌等により管理するものとする。
- (注3) : 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。
- (注4) : 「備品」については、第2の1の事業のみ補助対象とする。

年月日

令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性が働きやすい環境の整備支援)計画(実績報告)書

1 地域取組主体の概要

名称		
所在地		
代表者		
主な組織の事業内容(注)		女性農業者の人数： 人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制

(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画(実績)

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題(注)

(注) (2)の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画（実績）（注1）

確保する施設等の区分		①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他					
区分番号 （注2）	時期	確保場所	数量	利用する 女性農業 者（注3） の人数	事業費 （千円）	国庫補助金	備考
計							

（注1）事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

（注2）「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

（注3）農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画（実績）

時期	計画策定（見直し）に向けた取組内容	備考

（注1）計画策定（見直し）に向けた取組の内容欄には、計画策定（既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。）に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

（注2）実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

時期	取組内容・回数	備考

（注）女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	人
（女性農業者の新規確保人数の内訳） 自営農業就業者 人、雇用就農者 人、 アルバイト等 人	

（注）事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の（5）の計画の承認申請においては、本様式中の「（実績）」を削除すること。

(別記3 別紙様式第2号)

年月日

事業実施主体の長

所在地
地域取組主体名
代表者氏名

令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性が働きやすい環境の整備支援) 計画の承認申請(実績報告)について

雇用就農緊急対策実施要綱(令和〇年〇月〇日付け6経営第〇〇号農林水産事務次官依命通知)別記3の第2の1の(5)に基づき、別添のとおり女性の就農環境改善・活躍推進事業計画(実績)の承認申請(実績報告)を提出する。

(注1) 別紙様式第1号を添付する。

(注2) 事業計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては「承認」を「中止(廃止)承認」と置き換えること。

年月日

事業実施主体の長

所在地
地域取組主体名
代表者氏名

令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性が働きやすい環境の整備支援)の女性農業者確保等の実績報告について

雇用就農緊急対策実施要綱(令和〇年〇月〇日付け6経営第〇〇号農林水産事務次官依命通知)別記3の第2の1の(5)に基づき、下記のとおり実績を報告する。

記

1 女性の就農環境改善のための整備内容

2 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組(注)

時期	取組内容・回数	備考

(注)女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容(例:更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など)を記載すること。

3 女性農業者確保の実績

女性農業者の 新規確保人数(注)	目標	実績
	人	人
	(内訳) ・自営農業就業者 人 ・雇用就農者 人 ・アルバイト等 人	(内訳) ・自営農業就業者 人 ・雇用就農者 人 ・アルバイト等 人

(注)事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数

4 一般事業主行動計画の評価

行動計画の目標	目標を達成するための対策とその実績（達成状況）に対する評価

（注）実績については、事業実施年度の翌年度末までの達成状況を記載すること。

年月日

令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性農業者グループの活動支援)計画(実績報告)書

1 地域取組主体の概要

名称		
所在地		
代表者		
主な組織の事業内容（注1）		女性農業者の人数： 人 （注2）

(注1) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

(注2) 構成員の所在地が複数の都道府県に跨る場合、所在する都道府県名をそれぞれ記入すること。

2 事業実施体制

--

(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組に係る計画（実績）

(1) 地域内で活動する場合 (注)

取組区分	①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他						
区分番号	時期	内容	実施回数	参加する 女性農業 者の人数	事業費 (千円)	国庫補助金	備考
計							

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際は、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に取組の実施場所・範囲についても記載すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(2) 都道府県を越えた活動が含まれる場合(注)

取組区分	①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他						
区分番号	時期	内容	実施回数	参加する 女性農業 者の人数	事業費 (千円)	国庫補助金	備考
計							

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に連携の内容、取組の実施場所・範囲についても記載（都道府県を越える連携・活動内容について明記）すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(3) 企業との協働が含まれる場合(注)

協働する企業名	
具体的な取組内容	

(注1) 企業と協働して取り組む内容を記載すること。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の(5)の計画の承認申請においては、本様式中の「(実績)」を削除すること。

(別記 3 別紙様式第 5 号)

年月日

事業実施主体の長

所 在 地
地域取組主体名
代 表 者 氏 名

令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性農業者グループの活動支援) 計画の承認申請 (実績報告) について

雇用就農緊急対策実施要綱 (令和〇年〇月〇日付け 6 経営第〇〇号農林水産事務次官依命通知) 別記 3 の第 2 の 1 の (5) に基づき、別添のとおり女性の就農環境改善・活躍推進事業 (女性農業者グループの活動支援) 計画の承認申請 (実績報告) を提出する。

(注 1) 別紙様式第 4 号を添付する。

(注 2) 事業計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては「承認」を「中止 (廃止) 承認」と置き換えること。

女性の就農環境改善・活躍推進事業計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

名 称		
所 在 地		
設 立		
統 括 責 任 者		
担当者 連絡先	氏 名	
	部署・役職	
	電 話 番 号	
	E - m a i l	

2 事業実施方針

--

(注) ①本事業に取り組む全国の女性農業者グループ等を広く公募し、選定された女性農業者グループ等の適正な事業執行に向けた指導・助言等を行う観点、②全国の女性農業者等への情報発信を効果的に行う観点で本事業の実施方針を記載すること。

3 事業実施体制

--

(注) 実施に必要な連携先の組織等を記載する。また、事業実施主体における実施体制を記載する。

4 事業計画（実績）

1 女性が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動への支援計画（実績）

時期	内容		備考
	対象者	方法等	

（注）地域取組主体の公募・選定、審査及び補助金の交付の手續等について具体的に記載すること。

2 女性リーダー育成支援計画（実績）

（1）研修実施方針

--

（2）研修計画の概要

--

（3）研修スケジュール・内容

時期	内容		備考
	対象者	場所・方法・回数等	

(4) 受講生の研修効果の調査・測定

区分	内容		備考
	対象者	方法・回数等	

3 推進事業

(1) 検討会の開催計画（実績）

時期	内容		備考
	対象者	方法等	
(有識者等の構成（注）)			

(注) 専門分野、氏名、所属等を記載すること。

(2) 優良事例の公表等の計画（実績）

時期	内容		備考
	対象者	方法等	

(注) 地域取組主体の女性の就農環境改善計画のHPへの公表及び優良事例の選定・公表について、具

体的に記載すること。

(3) 女性農業者グループと企業との協働等の推進計画（実績）

時期	内容（対象地域・対象グループ、方法等（注））	備考

（注）第3の2の実績報告においては、グループと協働を推進した企業名、取組の実施場所を記載すること。

(4) 異なる都道府県の女性農業者グループ同士の連携等の推進計画（実績）

時期	内容（対象地域・対象グループ、方法等（注））	備考

（注）第3の2の実績報告においては、連携を推進するグループの所在する都道府県名、取組の実施場所を記載すること。

4 経費の内訳

事業の種類	事業費	うち国費		備考
			経費の内訳	
1 女性が働きやすい環境の整備、女性農業者グループの活動への支援				
2 女性リーダー育成支援				
3 推進事業				
合計				

（注）必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

(別記 3 別紙様式第 7 号)

年月日

農林水産省経営局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 6 年度女性の就農環境改善・活躍推進事業の実績報告書について

雇用就農緊急対策実施要綱（令和〇年〇月〇日付け 6 経営第〇〇号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の第 3 の 2 に基づき、別添のとおり女性の就農環境改善・活躍推進事業の実績報告を提出する。

（注）別紙様式第 6 号を添付する

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 事業申請時のチェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む事業実施主体及び地域取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（参考様式）の項目について、事業の実施に当たって取り組むものとする。
- 2 事業実施主体は、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、第3の1に示す女性の就農環境改善・活躍推進事業計画に添付すること。
- 3 地域取組主体は、本事業の実施に当たり、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、同チェックシートを都道府県に提出すること。

第3 主な環境関係法令の遵守

事業実施主体及び地域取組主体は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

(参考様式)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討（再掲）	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用 及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。